

令和4年12月21日委員交代等により更新

令和5年1月30日委員役職変更により更新

民事判決情報データベース化検討会について

1 設置の経緯及び趣旨

民事判決情報は、紛争当事者だけでなく、国民や社会全体で共有すべき公共財ともいえるべき重要な資産であるところ、現在、民事訴訟制度のIT化の議論と相まって、より多くの民事判決情報を集約し、データベース化する機運が高まっており、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が令和2年3月10日に取りまとめた「民事司法制度改革の推進について」においては、「法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法院の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」とされました。これを受け、法務省においても、必要な検討を進めてきたところですが、今般、法制度化に向けた課題を含めた諸課題の更なる検討を進めるため、「民事判決情報データベース化検討会」を設置し、各界の有識者から専門的な知見に基づく幅広い意見を伺うこととしました。

2 構成員

<委員> (敬称略 五十音順)

精松 晴子 最高裁判所事務総局民事局第一課長
板倉陽一郎 弁護士
鹿島久実子 司法書士
小塚荘一郎 学習院大学教授
小町谷育子 弁護士
宍戸 常寿 東京大学教授
杉村亜紀子 弁護士
巽 智彦 東京大学准教授
タグチ 直子 日本電気株式会社法務・コンプライアンス部門コーポレート・エグゼクティブ
長田 雅之 最高裁判所事務総局総務局第一課長
中原 太郎 東京大学教授
増田 悦子 全国消費生活相談員協会理事長
増見 淳子 凸版印刷株式会社国際法務担当フェロー、執行役員
町村 泰貴 成城大学教授
山田 文 京都大学教授
山本 和彦 一橋大学教授
湯淺 壘道 明治大学教授
米村 滋人 東京大学教授

<オブザーバー>

デジタル庁

<事務局>

法務省大臣官房司法法制部

3 検討事項

民事判決情報のデータベース化を実現する方策に関し、法制度化に向けた課題を含めた法的課題を抽出・整理した上で、その在り方を検討する。